

改正

昭和48年 3 月27日条例第10号

昭和52年 5 月14日条例第17号

昭和52年12月26日条例第29号

昭和57年12月18日条例第33号

昭和58年 6 月21日条例第13号

平成14年12月20日条例第34号

平成18年 3 月27日条例第 6 号

平成19年 6 月20日条例第18号

平成28年 3 月29日条例第26号

令和 4 年 3 月18日条例第 6 号

令和 4 年 9 月29日条例第22号

日高市学校給食センター条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、日高市立小学校、中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）の学校給食のため、その調理等の業務を一括処理する施設として、日高市学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）を日高市大字鹿山19番地に設置する。

(職員)

第2条 学校給食センターには、所長その他必要な職員を置く。

(学校給食センター運営委員会)

第3条 学校給食センターの運営に関する基本的事項について協議するため、日高市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 学校給食計画に関すること。
- (2) 学校給食費に関すること。
- (3) 学校給食センターの運営に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学校給食の実施に関すること。

(委員)

第4条 運営委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 保健所の長

(2) 学校の校長 6人以内

(3) 学校のPTA代表 6人以内

(4) 学識経験を有する者 3人以内

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年3月27日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年5月14日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年12月26日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年12月18日条例第33号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年6月21日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月20日条例第34号）

1 この条例は、平成15年6月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の日高市学校給食センター設置条例第5条第1項の規定により委嘱された同項第1号及び第3号の委員は、改正後の日高市学校給食センター設置条例の規定により委嘱されたものとみなす。

附 則（平成18年 3 月27日条例第 6 号）

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 6 月20日条例第18号）

- 1 この条例中第 1 条の改正規定（「日高市大字鹿山19番地に」を加える部分に限る。）、第 2 条を削り、第 3 条を第 2 条とする改正規定、第 4 条を第 3 条とする改正規定、第 5 条を第 4 条とする改正規定及び第 6 条を第 5 条とする改正規定は平成19年 9 月 1 日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。
- 2 第 4 条の改正規定（同条を第 3 条とする部分を除く。）及び第 5 条の改正規定（同条を第 4 条とする部分を除く。）の施行の際現に改正前の日高市学校給食センター設置条例（以下「改正前条例」という。）の規定により委嘱された日高市学校給食センター運営委員会の委員は、改正後の日高市学校給食センター設置条例の規定により委嘱されたものとみなし、その任期は、改正前条例の規定による委員の残任期間とする。

附 則（平成28年 3 月29日条例第26号）

- 1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の日高市学校給食センター条例（以下「改正前条例」という。）の規定により委嘱された日高市学校給食センター運営委員会の委員は、改正後の日高市学校給食センター条例の規定により委嘱されたものとみなし、その任期は、改正前条例の規定による当該委員の残任期間とする。

附 則（令和 4 年 3 月18日条例第 6 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - （1） 第 1 条並びに次項から附則第 4 項まで及び附則第 6 項から附則第 8 項までの規定 令和 5 年 4 月 1 日
 - （2） 略
 - （3） 略

附 則（令和 4 年 9 月29日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。